

第25期第25回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年8月12日(火)午前10時から午前10時50分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、洒井利博、櫻井祐次、篠田政巳、田中聖晃、橋本良子、宮部光夫、渡邊仁
計12名
- 4 欠席委員 神田靖仁、荘埜晃一、保戸塚武彦 計3名
- 5 議 案 (1) 特定都市農地貸付けに係る一部変更について (第1号)
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2～3号)
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第4～9号)
(4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について
(第10号)
- 6 協 議 (1) 令和7年度農地パトロールの実施について
- 7 報 告 (1) 特定都市農地貸付けにおける契約更新について
(2) 練馬区農業委員会後援名義等使用承認について
(3) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 そ の 他

尾崎賀一会長	皆様、おはようございます。第25期第25回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。
事務局	開会に当たり、ご報告させていただきます。前回の総会で農業委員の辞任についてご承認いただいたことを踏まえ、区長が辞任を正式に承認いたしましたことをご報告させていただきます。 それでは、出席報告をさせていただきます。ただいまの出席委員数は12名、欠席委員数は3名、欠席の届け出のあった委員は神田靖仁委員、荘埜晃一委員、保戸塚武彦委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。
尾崎賀一会長	今回の署名人は、洒井利博委員と櫻井祐次委員にお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。 総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号「特定都市農地貸付けに係る一部変更について」です。 令和7年7月9日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に定める要件に該当することを確認したため、下記のとおり承認する。 本件は、土地所有者の住宅建設による貸付面積の変更です。 【届出者、農地の所在、変更内容等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。
令和7年7月3日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、被相続人等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、荘埜晃一委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 7月18日に、荘埜晃一委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。

(1)～(3)の畑では、ナス、ジャガイモなどが作付けされておりました。(4)の畑では、ジャガイモ、サツマイモ、キュウリなどが作付けされておりました。境界については、(1)～(3)で杭がない部分がありましたが、ブロック等で確認を取ることができました。(4)に関しては、一部境界が不明だったため、次回までに明示するよう依頼いたしました。販売に関しては自家消費と収穫体験を行っているとのことでした。また、いずれの畑も相続人の方がこれまで被相続人の代わりに耕作していたことも確認できたため、適格者として問題ないと委員より伺っております。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。 令和7年7月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。 【相続人、被相続人等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	私から報告いたします。7月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は北側から、果樹と季節の野菜を露地栽培しており、野菜の一部はハウスでも作付けしておりました。こちらの畑とは別に自宅近くにも畑があり、庭先直売で販売しておりました。作物は北側から、ミカンが15本、カキが10本、キンカン4本などが植わっており、その南側にはキウイも6本植わっており、さらに南側には、西側の道路と面して縦長にハウスが1棟建っており、ハウスの中はキュウリが作付けされておりました。その他、サトイモ、サツマイモ、ラッカセイなどが作付けされておりました。暑い時期のため、収穫後の片付けが少々遅れているということでしたが、畑全体としてはきちんと管理されておりました。境界については全

て確認できました。被相続人の代わりに相続人が長年耕作しており、適格者として問題ないと思います。よろしくお願いします。

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

尾崎賀一会長 つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。
令和7年7月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 7月17日に、保戸塚武彦委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。

まず(1)の畑では、露地栽培でスイカが作付けされており、(2)の畑では、ナツミカン、カキ、レモンなどの果樹が植わってありました。境界に関しては、一部確認できなかったため、次回までに明示するよう依頼いたしました。販売に関しては、庭先直売とJA直

	売所で販売しているとのことでした。委員からは特に問題ないと伺っております。よろしくお願いします。
尾崎 賀一 会長	質問などございましたら、お願いします。
橋本 良子 委員	今回の申請面積はかなり狭いですが、地図上では周囲も生産緑地となっている点について質問です。この周辺部分は別日に申請がされていて、今回の申請は飛び地のような形となっているという理解でよろしいでしょうか。
事務局	今回は父親からの相続分で、それ以外の箇所は母親の相続分として別日の申請となります。
橋本 良子 委員	ありがとうございました。
尾崎 賀一 会長	他に何かございますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。
	つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年7月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、保戸塚武彦委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 7月17日に、保戸塚武彦委員と事務局1名で現地調査に行ってきました。

まず(1)(2)(4)の畑にはハウスが1棟あり、その他に露地栽培で、インゲン、エダマメなどが作付けされておりました。(3)の畑にもハウスが1棟あり、その他の部分でカキ、スイカなどが露地栽培で作付けされておりました。(5)の畑は耕運中でしたが、次作はキャベツ、ブロッコリーを作付け予定とのことでした。(6)～(8)の畑では、露地栽培でアスパラ、ネギ、サトイモが作付けされておりました。境界については全て確認できました。販売先は庭先直売、スーパー、市場とのことでした。委員からは特に問題ないと伺っております。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。

令和7年7月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 7月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑では、東側にデコポンが10本ほど植わっており、その他はカボチャが作付けされておりました。(2)(3)の畑の東面に母屋があり、これに併設する形で東側の道路面に直売所がありました。

(2)(3)の畑では、西面にハウスが1棟あり、トマト、キュウリが作付けされておりました。ハウスの南面には、ユズが4本植わっており、露地栽培ではサトイモ、エダマメ、ナスなどが作付けされておりました。また、(4)(5)の畑にはミカン6本が植わっておりました。販売先は全て母屋のところにある直売所で販売されているとのことでした。境界につきましては全て確認ができました。全般に綺麗に管理されておりまして、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願い

	いします。
事務局	議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年7月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、篠田政巳委員お願いします。
篠田政巳委員	7月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑は証明対象地の周辺も含めて全てブドウが植わってありました。販売先はもぎ取り、全国配送、庭先直売です。栽培品目は、サニールージュ、シャインマスカット、藤みのり、巨峰などを栽培しているとのことでした。境界についても確認が取れましたので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。
橋本良子委員	畑全体でブドウが栽培されているとのことでしたが、証明対象地は別管理しているのでしょうか。ここの区画には何本のブドウが植わっているか把握されていましたか。
篠田政巳委員	全面がブドウ棚となっていますが、この部分は主幹が植わっているわけではなく、上に枝が通っている状況でした。
橋本良子委員	作付けされていない部分は農地でないと判断もできるように感じま

	すが、この点についてはいかがですか。
篠田政巳委員	全て棚になっており、全面が果樹園として見なされているため、農地として考えられます。今回は父親からの相続分ですが、元は広い面積だったところが相続時の売却により狭くなっています。
橋本良子委員	わかりました。
尾崎賀一会長	他に何かございますか。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年7月22日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、篠田政巳委員お願いします。
篠田政巳委員	7月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。 こちらの畑では、ピーマン、ナス、シシトウなどが作付けされてお

り、残りの部分は綺麗に耕運された状態でした。販売に関しては、畑の北側にある直売所で販売をしておりました。境界についても確認できておりますので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年7月24日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、渡邊仁委員お願いします。

渡邊仁委員 7月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)～(3)の畑では、ハウスが南北に4棟あり、うち2棟はキュウリ、トマトが作付けされており、残りは収穫済みのサヤエンドウで1棟、秋に開始予定のトマトの養液栽培用に1棟となっておりました。そのハウスの南側に、サトイモ、ラッカセイなどが作付け

されておりました。境界は全て確認できました。(4)の畑では、ナス、トウモロコシなど多品目が作付けされておりました。こちらの境界は杭が一部埋もれておりましたが、隣地との塀で確認できたので問題ないと思います。(5)(6)の畑では、エダマメが作付けされ、収穫の最中でした。こちらも境界は問題ないと思います。販路は、JA直売所と庭先直売とのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和7年7月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 7月18日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は幼稚園の北側の農道を介して、突き当たりにあります。

現在は作付けされておりましたが、前作はウメが植わって
りました。また、ツゲなどの植木も植わっていたとのこと
です。その他、サツマイモ、ジャガイモなどが前作として
作付けされていたとのことです。前作の販路は全て庭先直
売と自家消費でした。境界については、一部仮杭がありま
したが、全て確認が取れました。なお、一部草が繁茂して
いる箇所がありましたので、その部分は早急に除草していただ
くよう指導いたしました。その他は特に問題ないと思いま
す。よろしくお願いします。

尾崎 賀一 会長 質問などございましたら、お願いします。

橋本 良子 委員 証明対象地のうち、畑に向かう部分は通路ということですか。

加藤 直正 委員 昔で言う赤道となっており、隣接する畑の所有者と共同で農道として管理されております。

橋本 良子 委員 わかりました。

尾崎 賀一 会長 他に何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 令和7年度農地パトロールの実施についてです。

1 実施期間は、本日 8 月 12 日から 10 月 14 日までの 2 か月間といたします。

2 対象農地は区内の全生産緑地地区となります。

3 担当地区、4 配布資料については机上に配布しておりますので、後ほどご確認ください。

5 調査内容、6 調査にあたっての留意事項は記載のとおりです。23 ページをお願いします。

7 区内農業者への周知については、農業委員会だより第 101 号において周知してまいります。

8 今後の予定です。昨年度からの変更点として、農業委員の辞任に伴い、当該委員が担当する地域につきましては、事務局において現地調査を行うこととしております。事務局の実施分は 10 月の農地パトロール部会でご確認いただきます。

つぎに、簡単に流れをご説明いたします。本日の総会から 10 月の総会の日まで、委員の皆様には担当地区内の全生産緑地をご確認いただき、総会後に調査報告書のご提出をお願いします。その後、委員からご指摘のあった地区を事務局が確認し、必要に応じて所有者に改善をお願いします。事務局の確認結果を 11 月に農地パトロール部会で報告します。その後、12 月の協議会でご報告し、ご意見を頂きます。

協議会でのご意見を踏まえて、1 月に特別パトロールを行い、2 月の農地パトロール部会で文書指導対象地を選定します。

3 月の総会では文書指導対象地を協議し、決定した生産緑地所有者へ文書を発出します。

つぎに、24 ページをお願いします。

「令和 7 年度農地パトロール対象農地について」です。

農地パトロールの対象区域につきまして、「練馬区都市計画図 2」を拡大した地図を各委員にお渡ししておりますので、この範囲内にあ

る生産緑地の調査をお願いします。調査の結果を報告書にご記入いただき、10月14日の農業委員会総会の際にご提出ください。なお、各委員および各委員の直系ご親族が所有されている生産緑地につきましては、利害関係を有しない橋本良子委員と事務局で調査をいたします。

25 ページをお願いします。農地パトロール調査報告書の記入例です。報告書作成時の参考としてご活用ください。

26 ページをお願いします。農地(生産緑地)の適正管理の認定基準についてです。ご一読いただき、調査の際にお役立てください。

最後にお手元の資料をご確認ください。担当地区につきましては、委員ごとに異なりますので、資料の地図と照らし合わせて調査をお願いします。事務局からは以上です。

尾崎 賀一 会長

事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

酒井 利博 委員

この件に関しては、農地所有者に周知する予定はありますか。期間をおいて再度見に行くと、雑草が繁茂していたところが綺麗になっていることがあります。

事務局

農地所有者に対しては、資料23ページに記載のとおり、8月下旬に発行する農業委員会だよりで案内する予定となっています。

尾崎 賀一 会長

農業委員は農地パトロール以外でも普段から畑を回っていると思いますが、その様子も調査結果に反映してよろしいでしょうか。

事務局

普段から周りの生産緑地をご覧になっていると思いますが、農地パトロールとして現地を見に行った日の様子でご判断いただきたいで

	す。ただし、冬場は荒れている場合や、再度見回りした際に綺麗になっていた場合は、補足のような形でメモを付けていただき、事務局による再確認や、所有者へのヒアリングの際に参考にさせていただきたいと考えています。
酒 井 利 博 委 員	わかりました。
櫻 井 祐 次 委 員	竹の密度は資料にあるものを基準としてよいでしょうか。
事 務 局	資料26ページのとおり、竹に関しては練馬区で1坪何本といった基準はないため、参考として京都の例を載せています。あまりにも密集している場合や、倒れたら危ないといったものがあれば、ご指摘ください。
櫻 井 祐 次 委 員	果樹園で中は綺麗に手入れされているものの、道路との境は雑草が繁茂している場合はよいのでしょうか。
事 務 局	そういった場合には、判断に迷うという形で三角としていただきたいと思います。例えば、果樹園内は綺麗だが道路際は雑草が繁茂してはみ出しているなど、メモを残していただければ、事務局もそれに従って対応させていただきます。
櫻 井 祐 次 委 員	わかりました。
田 中 聖 晃 委 員	農地パトロールの時期について、10月の総会までの2か月間となっていますが、8月は雑草が多く、10月の中旬頃になると畑が耕運されて綺麗になっているなど、生産者の諸事情があると思います。農地パトロールは年1回だけのため、この期間だけ綺麗になっていれ

	ばよいでしょうか。この点に関してどう考えているのかお伺いします。
事務局	生産緑地は適正に管理を行う義務がございます。そういった観点からすると、年間を通して綺麗にしていきたいというところが、事務局としての認識となります。一方で、東京都農業会議では8月から10月を「農地保全利活用促進月間」と設定しているという事情もございます。ただ、先ほどご質問のあったとおり、時期によっては綺麗だったり、荒れていたりもあるため、記録をして伝えていただき、事務局からのヒアリングを通して指導してまいります。
事務局 長	このところ酷暑が続いているため、各農業委員の健康面からこのような気象状況の中で実施時期が適正かどうかは、東京都農業会議に折を見て話しをしていきたいと考えています。
尾崎 賀一 会長	私も東京都農業会議の会議に出ていますが、その中で「農地保全利活用促進月間」が定められており、各自治体の農業委員で農地パトロール等が行われているような現状にあります。地区ブロック内の農業委員会が集まる際にも、この時期を決めるための相談があります。本日の意見は、東京都農業会議や地区内の会議でも共有いたします。 他に何かございますか。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに28ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局	「特定都市農地貸付けに係る契約更新について」のご報告です。令和7年7月18日付けで、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項に基づき報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。 本件は、契約期間の満了による更新です。 【開設者、農地の所有者・所在、変更内容等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	事務局から説明を受けました。 質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。 つぎに32ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「練馬区農業委員会後援名義等使用承認について」です。 令和7年7月10日付けで全国都市農業フェスティバル実行委員会から申請のあった練馬区農業委員会後援名義等の使用について、練馬区農業委員会後援名義等使用承認取扱要綱に基づき農業委員会事務局長の専決により承認を行ったので、下記のとおり報告する。 【名義の種類、事業主体、事業名等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	事務局から説明を受けました。 質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。

	つぎに34ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事務局	「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。 令和7年7月に届出のあった農地の転用について報告するものです。 【届出件数、面積等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	事務局から説明を受けました。 質問等ございましたら、お願いします。 （発言なし） それでは、よろしくお願いします。 1枚目の次第をお願いします。 次第4 その他です。事務局から何かありますか。
事務局	特にありません。
尾崎賀一会長	委員の皆さまからは何かありますか。 （発言なし） それでは、以上で第25回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人